

「通園バス置き去り防止法案」（通称）について

- 本年9月、静岡県の認定こども園において、通園バスに置き去りにされた幼児が亡くなるという大変痛ましい事案が発生した。昨年7月に福岡県の保育所で同様の事案が発生していたにもかかわらずである。
- 政府は、福岡県の事案を受け、昨年8月に安全管理を徹底するよう通知を発出していた。しかし、今回の事案では、「運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった」「クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった」とされている。
- 安全管理の徹底はもちろん重要であるが、人はミスをするものである。事故を防止するためには、ミスが重なっても幼児等の命を救える仕組みが必要である。
- 二度と同じような痛ましい事故が起きることのないよう、以下の内容を柱とする「通園バス置き去り防止法案」の速やかな成立が必要である。

《法案の概要》

政府に行わせる措置として、主に以下のものを規定する。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校、障害児通所支援施設等の一定の通園バスについて、幼児等の置き去りを防止するための装置（※）の設置を義務付ける。
※例えば、バス車内の最後部席付近に取り付けられたブザーを押さずにエンジンを切るとアラームが鳴る装置が考えられる。この装置の設置により、運転手はボタンを押しに車内後部まで歩いていく必要があり、車内に幼児等がいなかったかを確認できる。
- ②その際、当該装置が速やかに設置されるよう、装置の設置・維持管理に要する費用等について、全額国が補助を行う。
- ③加えて、装置の円滑な供給の確保等に必要な措置を講じるとともに、通園バスの窓のラッピング問題への対処を含む通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定、通園バス使用に関する事項の監査の充実のための地方公共団体に対する助言、幼児等の通園状況を把握するための情報通信機器の開発・普及、通園バス置き去り事故・ヒヤリハット情報の収集・整理・分析・提供、地方公共団体による情報提供の促進等、多面的に対策を講じる。
- ④そもそも幼児等の安全を脅かすような事故が発生する背景には、人手不足で現場に余裕がないことがある。幼児等の安全を確保するため、職員の配置基準の引上げや職員の処遇改善を図るために必要な法制上・財政上の措置を講ずる。
- ⑤小学校の通学バスについても、児童の置き去りを防止するための装置の設置を奨励し、当該装置の設置・維持管理に要する費用等について、全額国が補助を行う。